

合 併 公 告

平成 22 年 2 月 22 日

株主及び債権者各位

名古屋市中区錦三丁目 14 番 15 号

(甲) ダイナパック株式会社

代表取締役社長 飯田 真之

当社（甲）は、平成 22 年 7 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、大日本紙業株式会社（以下「乙」という。本店：名古屋市中区錦三丁目 14 番 15 号）、日本ハイパック株式会社（以下「丙」という。本店：名古屋市中区錦三丁目 14 番 15 号）、東日本ハイパック株式会社（以下「丁」という。本店：福島県福島市瀬上町字南中川原 1 番地の 1）及び新日本ハイパック株式会社（以下「戊」という。本店：長野県松本市村井町北一丁目 1 番 53 号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。この合併により、甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁及び戊は解散することいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第 796 条第 3 項、乙、丙、丁及び戊は会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。

また、甲は乙、丙、丁及び戊の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株主買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株主買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

4. 合併当事会社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

甲：金融商品取引法による有価証券報告書提出済

乙：掲載紙 官報
掲載の日付 平成21年3月24日
掲載頁 120頁（号外第58号）

丙：掲載紙 官報
掲載の日付 平成21年3月24日
掲載頁 117頁（号外第58号）

丁：掲載紙 官報
掲載の日付 平成21年3月24日
掲載頁 117頁（号外第58号）

戊：掲載紙 官報
掲載の日付 平成21年3月24日
掲載頁 119頁（号外第58号）

以 上